

む がいようばん
【こども向け概要版】

だい き めむろちょう こ こそだ し えんじぎょうけいかく
第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画

めむろちょう けいかく あん
(芽室町こども計画)(案)

けいかくきかん れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん けいかく
計画期間: 令和7年度～令和11年度(5年間の計画です)

い けん ぼしゆう
【こどもの意見募集】

い けん
みなさんの意見をきかせてください!

い けん けいかく と い
みなさんの意見を計画に取り入れます。

ぼしゆうき かん
【募集期間】

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
令和7年1月20日(月)から令和7年2月19日(水)まで

けいかく しゆやく
この計画の主役はこどもです。

わかもの ひとり しあわ すこ そだ
すべてのこども・若者一人ひとりの幸せと健やかな育ちを

おうえん め ざ めむろちょう けいかく
応援するまちを目指すため、芽室町がつくる計画です。

よ き かんが おし
このパンフレットを読んで、気づいたことや考えたことを教えてください。

ようし ていしゆつ いんさつ
用紙での提出はこちらから印刷してください→



オンラインでの提出はこちらから→



い けん
ご意見は
こちらから

第1章 芽室町子ども・子育て支援事業計画ってなに？

2023年から始まった「こども基本法(※1)」や、「こども大綱(※2)」は、すべての子どもや若者が、健やかに成長し、幸せな生活を送ることができる社会を目指しています。

芽室町子ども・子育て支援事業計画では、今までの計画に、「こども基本法」や「こども大綱」の内容を加え、子どもやお父さん、お母さんがもっと楽しく、安心して子育てができるようにするためのアイデアや取組をまとめました。

芽室町の子どもが元気にすくすくに育つ環境づくりや、さまざまな状況の家庭に対応した相談体制の充実と、妊娠から出産、子育てが終わるまでの、切れ目のない支援(お手伝い)を行います。

なお、この計画では、子どもや保護者、子育て団体などから意見を求め、計画に取り入れています。

※1 こども基本法とは

子どもや若者のみなさんが、自分らしく幸せに成長でき暮らせるように、社会全体で支えていくための法律です。

※2 こども大綱とは

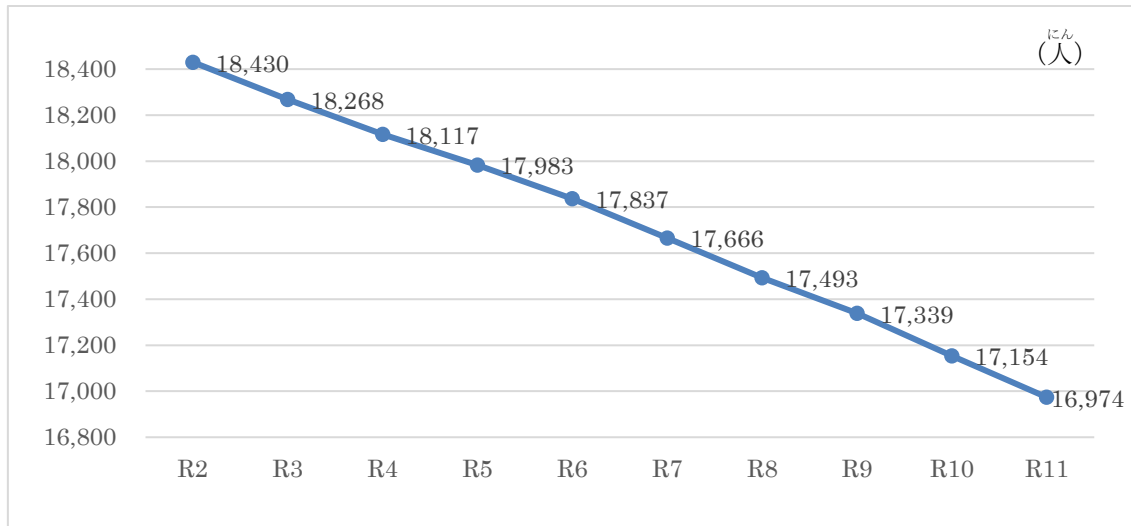
日本国憲法やこども基本法、こどもの権利条約にしがたい、子どもや若者のみなさんが、健やかに成長し、心身ともに幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指してつくられた目標です。



第2章 芽室町の人口の動き

1 人口の動き

○芽室町の人口は、令和6年4月1日は17,837人であり、令和11年には16,974人になると予測します。

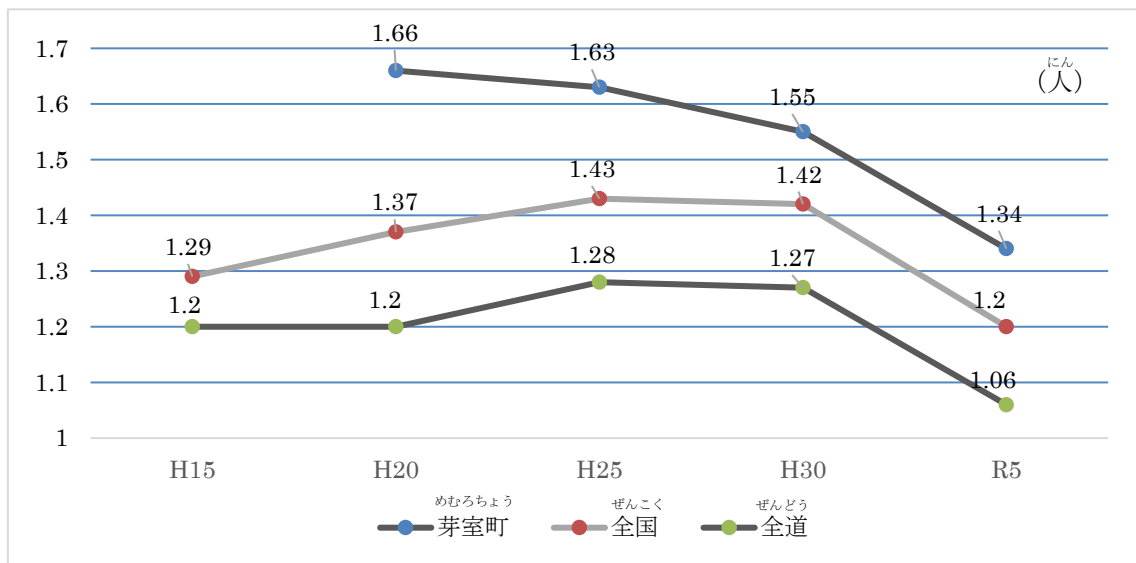


※令和7年度以降の数値は「コーホート変化率法」による人口推計による推計値

2 合計特殊出生率の推移

○合計特殊出生率とは、1人の女性が一生のうちうむこどもの人数です。芽室町は、全国や全道よりも高い人数となっていますが、年々減少しています。

○芽室町では、安心して子どもをうみ育てることができる環境づくりに力を入れています。



※データ資料：厚生労働省他

第3章 子育て支援のこと

1 芽室町の幼稚園や保育所のこと

- 芽室町には2つの幼稚園と5つの保育所があります。5つの保育所のうち、上美生保育所は令和5年度と6年度は、入所を希望する子どもがいなかったため休所しています。
- 芽室町では、希望するすべての子どもが、幼稚園・保育所に入所できるようにします。

☎芽室町で力を入れている取組

1) 待機児童ゼロの継続

待機児童とは保育所が満員状態で入所できない子どものこと。子どもが保育所に入所できないと、お父さん、お母さんは仕事をすることができなくなる場合があります。

2) 保育所・幼稚園の先生の確保に向けた取組

保育所・幼稚園の先生がいないと、子どもが保育所に入所できなくなります。芽室町や保育所は、先生の募集に力を入れます。

2 芽室町の子育て支援のこと

- 子どもやお父さん、お母さんが困っていることに早く気づき、必要なサポート(手伝い)を行います。
- 家族の希望に合わせたサービスの利用や、子育てのサポート(手伝い)をします。

☎芽室町で力を入れている取組

1) 利用者支援事業(芽室町子ども家庭センターめむろんの開設)

子どもやお父さん、お母さんが困っているときに相談ができる場所で、役場にあります。

2) 延長保育

お父さん、お母さんの仕事が少し遅くなっても、保育所で子どもを預かってくれます。

3) 病児保育・病後児保育

子どもが病気になっても仕事を休めないお父さん、お母さんの代わりに病院や保育所で子どもを預かってくれるところです。



第4章 利用者支援事業ってなに？

- 妊娠・出産・子育てが終わるまで、切れ目のない支援をする事業です。
- 芽室町では、地域のみんなでこどもや子育てをしている家族を応援していきます。

☎芽室町で力を入れている取組

1) 伴走型相談支援事業

お父さんやお母さんへ妊娠から出産・子育てが終わるまで、育児相談や子育ての情報提供をしています。

2) 産後ケア事業

出産後1か月までのお母さんと赤ちゃんを対象に、おっぱいケアや、育児の相談を受けています。

3) 虐待の早期発見

児童虐待は、こどもの成長を妨げ、心の病気の原因となる深刻な問題です。芽室町では、虐待を許さず、未然防止と早期発見に取り組んでいます。

4) いろいろな相談に対応する体制づくり

介護、障がい、子育て、お金のことなど、困っていることに対して、みんなで知恵を出し合って応援します。

第5章 芽室町放課後子どもプランのこと

- 芽室町では、放課後の安全で健やかな居場所をつくることを目的としたプラン(計画)を立てています。
- 芽室町には、町が運営している児童館、放課後児童クラブ(子どもセンター)のほか、民間団体が運営している学童施設があります。
- すべてのこどもが安心して勉強したり、遊んだりできる環境づくりを進めます。

☎芽室町で力を入れている取組

1) 児童館と放課後児童クラブの取組

芽室町の職員や児童クラブの先生と学校の先生が協力して、こどもが安全で楽しく過ごしやすい放課後の居場所をつくっています。



第6章 芽室町発達支援システムってなに？

- 芽室町発達支援システムとは、赤ちゃんから大人になるまでのあいだ、すべてのこどもを継続してサポート(お手伝い)をするシステムのことです。
- 一人ひとりの成長に合わせて、みんなと一緒に楽しく過ごせるようお手伝いします。

芽室町で力を入れている取組

1) 小学生・中学生のこどもの発達

発達のサポート(お手伝い)が必要なこどもを、早くから発見して応援する体制を充実させます。

2) 小学生・中学生からお仕事体験できる体制づくり

芽室町発達支援センター「ちいむ」や、放課後等デイサービス事業所では、仕事の体験や知識をこどものうちから身につけることができるよう、いろいろな練習や経験をして、将来の暮らしや仕事の準備をします。

第7章 こども施策の展開

- こどもや若者が、自分の考えややりたいことを伝える機会をつくります。
- こどもの病院にかかるお金の負担を少なくします。
- お父さん、お母さんが仕事と子育ての両方をできるようサポート(お手伝い)します。

芽室町で力を入れている取組

1) こどもや若者の意見をきく取組

教育委員会で実施しているオンライントークや、子どもセンターアンケート、芽室ジモト大学のまちづくり活動へのこどもの参加など、これからも積極的にこどもや若い人の意見をきく機会をつくります。

2) 子ども医療費の助成

芽室町では、全ての高校生年代までの医療費を全額助成しています(保険適用外は対象外)。

3) 仕事と子育ての両立支援

保育所でこどもを預かったり、放課後のこどもの居場所をつくることで、お父さん、お母さんは安心して仕事に行くことができます。

お問い合わせ・ご意見の提出先

芽室町子育て支援課

住所：〒082-8651 芽室町東2条2丁目14番地 1階④番窓口

電話：0155-62-9733 電子メール：k-jidou@memuro.net